



# 年金制度改革法

KPMG in Mexico

本ニュースレターにおいては、2021年度から適用される年金制度の概要についてご紹介させていただきます。

2020年12月16日、連邦議会で承認された社会保険庁（IMSS）に加入する民間の正規労働者の確定拠出型年金に関連する社会保険等の改正法が、官報にて公布されました。同改正法は2021年1月1日から適用されることから重要な改正内容につきまして以下その概要を説明いたします。

なお、スペイン語版はKPMGメキシコのニュースレター原文より、必要に応じてご参照ください。

スペイン語版（原文）：[Flash: IMSS - Reforma a las pensiones](#)

## 目次

1. 年金受給のための最低加入期間の短縮
2. 支給年金額の引き上げ
3. 年金拠出額の雇用者負担割合引き上げ

## 1. 年金受給のための最低加入期間の短縮

現行制度では1250週（約24年相当）のIMSS加入期間がないと年金を受け取ることができませんが、この年金受給申請の為の最低加入期間を2031年まで段階的に調整していきます。具体的には、2021年に750週（約15年相当）へと短縮させ、その後10年かけて2031年に1000週（約20年相当）へと段階的に増加させ、最終的には現行の1250週から1000週へと最低加入期間を短縮させることになります。

## 2. 支給年金額の引き上げ

最低加入期間の調整に伴って、年金受給申請の為の要件および最低保証年金額の規定方法も改正されました。同改正は社会保険料計算基準給与（SBC）を考慮して、60歳以上かつ必要加入期間を満たした労働者に適用されることとなります：

- 2021年時点で、750週以上の加入期間を満たしている場合、受給申請が可能となります。
- 2031年時点で、1000週以上の加入期間を満たしている場合、受給申請が可能となります（現行制度では1250週以上の加入期間を満たしている必要があります）。

そして、最低保証年金額（年金支給額）は年金受給者による購買力確保の為に、毎年2月の消費者物価指数に基づいて金額が更新されることとなります。2021年における最低保証年金額は月額最低2,622MXN、最高8,241MXNの範囲で保証されます（給与水準および加入期間に応じて変動）。

## 3. 年金拠出額の雇用者負担割合引き上げ

年金に対する雇用者拠出率、現行の5.15%（SAR2%と老齢年金3.15%の合計）を、2023年から2031年まで段階的に引き上げていきます。一方、政府負担分に関しては現行制度において最低賃金の最大15倍の給与所得者が拠出対象とされていましたが、今改正によって計算基準給与がUMA（2020年は1日86.88MXN、1ヵ月2,641MXN）の4倍までの給与所得者に対して拠出されることに変更されます。

### (1) 現行の拠出率：

現在の退職拠出金制度における雇用主拠出率はSBCの5.15%（退職拠出金制度（SAR）にかかる拠出率が2%と老齢年金にかかる拠出率が3.15%）一方、従業員負担割合は1.125%。

### (2) 今後の改正点：

#### ■ 改正初年度

2023年から老齢年金に対する雇用者拠出率を、UMAの4.01倍以上の賃金を受給している労働者に対して4.241%に料率引き上げを行う。この変更により2023年の雇用者拠出率は6.241%に引き上げられることとなる。（SAR2% + 老齢年金4.241%の合計）

## ■ 初年度以降

それ以降2024年から2030年まで段階的に老齢年金に対する雇用主最高拠出率が増加していきます。法律で定められた最低賃金を受給する労働者に対しては3.150%で据え置きで変わりませんが、UMA4.01倍以上の賃金を受給している労働者に対しては、年毎に最高5.331%（2024年）、6.422%（2025年）、7.513%（2026年）、8.603%（2027年）、9.694%（2028年）、10.784%（2029年）と段階的に引き上げられ、2030年には老齢年金に対する雇用者拠出率は最高11.875%の拠出率となります。（以下のテーブル参照）

- ✓ 各年における雇用者最高拠出率の推移  
（※計算基準給与がUMAの4.01倍以上の場合）

年度	老齢年金に対する 雇用者最高拠出率	SARを含む 雇用者最高拠出率
2021-2022年	3.150%	5.150%
2023年 (改正初年度)	4.241%	6.241%
2024年	5.331%	7.331%
2025年	6.422%	8.422%
2026年	7.513%	9.513%
2027年	8.601%	10.601%
2028年	9.694%	11.694%
2029年	10.784%	12.784%
2030年	11.875%	13.875%

- ✓ 2030年における計算基準給与に基づく雇用者拠出率

計算基準給与 (SBC)	雇用者拠出率
最低賃金	3.150%
最低賃金の1.01倍—UMAの1.50倍	4.202%
UMAの1.51—2.00倍	6.552%
UMAの2.01—2.50倍	7.962%
UMAの2.51—3.00倍	8.902%
UMAの3.01—3.50倍	9.573%
UMAの3.51—4.00倍	10.077%
UMAの4.01倍以上	11.857%

つまり、2030年における雇用主拠出率は最高13.857%（退職給付金にかかる拠出率が2%、老齢年金にかかる拠出率が11.857%）へと引き上げられ、我々日系企業の従業員コストが上昇していく点に留意が必要となります。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

## 本ニュースレターに関するお問合せ先

### メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

### ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

### レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされまよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報は提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。